

単元未満株式の買取・買増制度のご案内

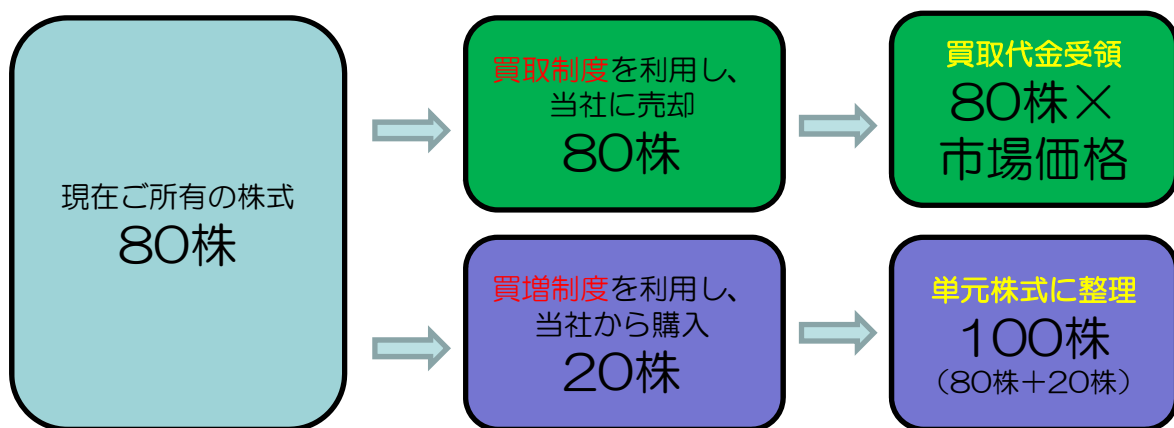
平成26年4月1日より当社の単元株式数は100株となっておりますが、皆様をご所有の当社単元未満株式（100株未満の株式）につきましては、証券市場で売買ができない、株主総会で議決権を行使ができないなどの制約があります。

当社では、このようなご不便を解消するために、単元未満株式の「買取り」または、「買増し」を当社に請求できる制度を実施しておりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

1. 単元未満株式の買取・買増制度の概要

買取制度：ご所有の単元未満株式を当社に買取するよう請求できる制度です。

（例）当社株式を80株ご所有の場合、その80株を市場価格で当社に売却し、代金を受領する。



買増制度：ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために必要な数を買増すことを当社に請求できる制度です。

（例）当社株式を80株ご所有の場合、20株を市場価格で当社から購入し、100株にする。

2. お手続きの方法

单元未満株式数が記録されている口座によってお手続きの窓口が異なりますので留意ください。

■証券会社の口座に記録されている单元未満株式

お取引口座のある証券会社（口座管理機関）にお問い合わせください。

■特別口座に記録されている单元未満株式

三菱UFJ信託銀行(株)（特別口座の口座管理機関 兼 株主名簿管理人）
にお問い合わせください。

※特別口座とは、株券電子化実施日において「(株)証券保管振替機構（ほふり）」をご利用できない株主様（例：株券をご自宅や貸金庫に保管されている方、株券が発行されていない单元未満株式をお持ちの方）の権利を確保するために、当社が当該株主様の名義で開設した口座です。

（お問い合わせ先）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号

0120-232-711（通話料無料 土・日・祝日を除く9:00~17:00）

3. 手数料

单元未満株式が記録されている口座	当社に対する手数料	口座管理機関に対する手数料
証券会社の口座	無料	お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。
特別口座		無料

4. ご注意事項

- ① 買取価格および買増価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の証券市場における当社株式の最終価格に当該請求株式数を乗じた額となります。
- ② 買取請求および買増請求をされた後の取り消しはできません。
- ③ 決算期の基準日直前など、請求の受付を停止する期間があります。
- ④ 買増制度を利用し単元株式に整理されても、特別口座のままでは市場での売却はできません。証券会社の口座にお振替えいただくことが必要となります。